

——災害時の円滑なボランティア活動を目指して——

岩手県防災ボランティア活動推進指針

平成26年 3月

岩 手 県

目 次

本指針における用語の定義	1
第1 指針策定の背景と目的	2
第2 岩手県の災害時におけるボランティア活動の状況と課題	3
1 東日本大震災津波におけるボランティア活動の状況	
2 東日本大震災津波におけるボランティア活動に係る課題	
3 平成25年7月から9月にかけての大雨洪水災害におけるボランティア活動の状況・課題	
第3 防災ボランティア活動推進のための基本的視点	6
1 地域の「受援力」を高める取組の推進	
2 関係機関・団体のネットワークの構築	
第4 防災ボランティア活動推進のための取組方向	6
1 災害ボランティアセンターの迅速な設置及び円滑な運営に向けた取組	
2 行政、社会福祉協議会、日赤、NPO等の連携・協力による効果的な支援活動に向けた取組	
3 防災ボランティア活動拠点の確保・設置に向けた取組	
4 要配慮者世帯及び被災者ニーズの把握に向けた取組	
第5 「岩手県防災ボランティア支援ネットワーク」について	9
1 目的	
2 ネットワークを構成する主な関係機関・団体	
3 県域連絡会議の設置及び市町村域ネットワークの構築	
各関係機関・団体ごとの役割分担表	12

本指針における用語の定義

① 防災ボランティア

災害に係る「予防（訓練・啓発）」から、「応急・避難生活支援」、そして「復旧・復興・生活再建」を支援するボランティア。

なお、災害時は被災地や被災者に負担が掛からぬよう、食料・装備品の準備や交通手段・宿泊場所の確保等を自ら行った上で活動すること（自己完結）が原則とされている。

※ 東日本大震災津波に係る「防災ボランティア」に該当する表記は、実際に使用されていた「災害ボランティア」としている。

※ 国においては、防災基本計画等において「防災ボランティア」という言葉を用いているが、直接的な定義はされていない。なお、「防災」という用語については、次のとおり説明している。

防災とは

「防災」とは、「災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧を図ること」をいいます。〈災害対策基本法〉

つまり、「予防（訓練・啓発）」から、「応急・避難生活支援」、そして「復旧・復興・生活再建」など、事前から事後にいたる「災害の全ての局面」に掛かる用語です。

救援活動にかぎらず、復旧・復興の取組、また、平時の予防や訓練、防災意識の啓発など、防災ボランティアには、さまざまな参加のしかたがあります。

（内閣府HP 防災ボランティア活動の基礎情報 <http://www.bousai-vol.go.jp/info.html>）

② 専門ボランティア

防災ボランティアのうち、専門的な技能や資格をもって活動を行うボランティア（個人及び団体）

③ NPO等

NPO、NGO、一般法人及び公益法人等

④ 災害ボランティアセンター

災害時に防災ボランティアの受け入れや被災者のニーズ把握などを行う拠点。

岩手県地域防災計画においては、「防災ボランティアの受付・登録、情報提供及び連絡調整」等を市町村社会福祉協議会及び日本赤十字社岩手県支部地区及び分区が行い、「防災ボランティア活動に係る県、市町村社協、関係団体との連絡調整」等を岩手県社会福祉協議会が行うこととしている。

第1 指針策定の背景と目的

- 平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災においては、数多くのボランティアが被災地の復旧・復興や被災者の支援のために活躍したが、このことをきっかけに国民にボランティア活動の意義が広く認知され、この年は「ボランティア元年」と呼ばれた。
- その後も、平成16年10月の新潟県中越地震、平成19年3月の能登半島地震、平成19年7月の新潟県中越沖地震、その他台風・大雨による風水害や火山噴火など国内において災害が頻発しているが、そのたびにボランティアが力を発揮してきた。
- 本県では、平成11年10月の軽米町での大雨洪水災害及び平成14年7月の旧東山町での台風6号災害において多くのボランティアが活動し、復旧・復興の大きな力となった。こうした経験を基に、地震・津波の大規模災害にも対応できる体制を構築するため、県において平成15年3月に「災害ボランティアのネットワーク化にあたってのガイドライン」を策定し、体制整備に努めてきた。
- こうした中、平成23年3月11日に発生した東日本大震災津波は、本県に未曾有の人的・物的被害をもたらした。岩手県内の死者数は4,672人、行方不明者は1,142人、震災関連死439人、倒壊家屋数25,706戸に及んでいる（平成26年2月28日現在）。
- 被災地の行政機能さえも麻痺するような状況の中で、発災直後から日本赤十字社や多くのNPO等によるボランティア派遣の動きがあり、また、社会福祉協議会が設置した災害ボランティアセンターを通じて活動したボランティアも多数（平成26年3月2日時点で延べ48万7千人以上）に上った。
- これらボランティアの活動は、被災地のマンパワー不足を補うのみに留まらず、柔軟かつきめ細やかな支援活動により多くの被災者を支え、その生活再建に向けての意欲を促し、改めてその重要性を示した。
- 一方、市町村社会福祉協議会自体が被災したことなどにより、発災後しばらくの間、災害ボランティアを受け入れることができない市町村があったほか、

経験不足等に起因するNPO等の受入れをめぐる混乱や、行政、社会福祉協議会、NPO等との連携が十分に行われないなどの課題も指摘されているところである。

- こうした災害ボランティア活動の課題から分かるように、防災ボランティア活動の一層の推進に向けては、地域のボランティアを受け入れる力、いわゆる「受援力」を高める必要があり、そのためには平常時から関係機関・団体等のネットワークを構築し、災害に備えた取組を推進することが重要である。
- 実際、平成25年7月から9月にかけての大震災津波においては、東日本大震災津波で得られた経験が生かされたが、一方で、依然として大震災と同様の課題が指摘されており、平常時からの取組を充実させていくことの重要性が再認識されている。
- こうしたことから、本指針は、「災害ボランティアのネットワーク化にあたってのガイドライン」策定以降の災害の経験やボランティア活動の成果・課題を踏まえ、今後の災害に備えた取組の方向性を示し、関係機関・団体が認識を共有して、官民協働で一層活発かつ効率的な防災ボランティア活動が展開されるよう、岩手県地域福祉支援計画〔第2期：平成26年度～平成30年度〕に基づき新たに策定するものである。
- 県は、平成26年度から本指針に基づく取組に着手するほか、市町村、県・市町村社会福祉協議会、日本赤十字社岩手県支部、NPO等の各主体においても速やかに取組を進めることを期待するものである。

※ 災害の種類（地震、津波、風水害、火山噴火等）、災害の規模及び災害発生時期等によっては、本指針にこだわることなく、状況を見極め柔軟な対応が必要となる場合もあること。

第2 岩手県の災害時におけるボランティア活動の状況と課題

1 東日本大震災津波におけるボランティア活動の状況

- 東日本大震災津波においては、発災直後から、地元住民や事業者による相

互扶助的な支援活動が行われたほか、日本赤十字社及び被災地に独自に拠点を設け自らボランティアの受け入れ調整等を行うNPO等によって、救護所設営補助、負傷者の搬送、医師・医療資機材の輸送補助、炊き出し、がれきの撤去・清掃等の活動が行われた。

- 県・市町村社会福祉協議会では、災害ボランティア活動支援プロジェクト会議や全国社会福祉協議会等の全国の組織・団体から物的・人的支援を受けながら、災害ボランティアセンターを設置し、一般の個人・団体ボランティアの受け入れ調整や被災地へ災害ボランティアを派遣するボランティアバスの運行を行った。
- なお、被災地の市町村社会福祉協議会自体も被災し、発災直後は組織としての機能を十分果たせない状況にあったこと、さらに交通網の遮断やガソリン不足などもあり、当初は地元住民など県内のボランティアのみに限定して受け入れるケースが多く、県外からの個人ボランティアの受け入れについては、市町村によっては4月に入ってから本格的に可能となるところもあった。5月の連休頃には、ボランティアの受け入れ体制づくりと並行して、コーディネートも円滑に行われるようになり、ボランティア活動が活発化した。
- ボランティアの活動内容は多岐にわたり、避難所の運営支援、救援物資の輸送・仕分け、炊き出し、被災家屋や敷地の清掃・整理、写真の復元作業、引越し支援、サロン活動、さらには手仕事（手芸品や木工品等の製作）支援などが行われてきた。県内で活動したボランティアの人数は災害ボランティアセンターを通じたものだけで延べ48万7千人以上（平成26年3月2日時点）に上った。

2 東日本大震災津波におけるボランティア活動に係る課題

災害ボランティアの活躍の一方で、その受け入れや効果的な活動の面に関して、次のような課題が指摘されている。

(1) 災害ボランティアセンターの設置・運営に関する課題

沿岸部においては、社会福祉協議会の事務所が流失し、書類や機材を失うな

どの被害を受けたほか、役職員が犠牲となるなどにより、災害ボランティアセンターの迅速な設置と円滑な運営ができない市町村があった。しかし、社会福祉協議会では、社協自体が大きな被害を受けた場合を想定したマニュアルが整備されておらず、他の社協からの支援の仕組みや職員の役割について、職員間に十分浸透していなかった。

また、過去に災害ボランティアセンターの設置・運営の経験がない社会福祉協議会においては、ノウハウ不足やスタッフ不足が課題となった。

(2) 行政、社会福祉協議会、NPO等の連携・協力による効果的な支援活動に関する課題

NPO等や専門ボランティアの受け入れ体制が構築されておらず、現地の受け入れ窓口となる機関も明確にされていなかったことから、災害ボランティアセンター及び行政において混乱が生じ、マッチングに時間を要した例が見られた。

加えて、行政、社会福祉協議会、NPO等の間での連携が不十分であり、支援内容や地域が重複した一方、支援が行き届かない地域が生じるなど、効果的な支援ができていない面があった。

(3) 災害ボランティア活動拠点に関する課題

今般の大震災では、被害が甚大かつ広範囲にわたり、被災地での災害ボランティアセンターの設置場所及び宿泊場所等の活動拠点の確保が困難で、災害ボランティア受け入れの障害となった。

(4) 被災者ニーズの把握に関する課題

災害ボランティアセンターを設置したものの、初期段階では、どこでどのような支援を必要としているのか把握が難しく、ボランティアの派遣ができない状況があった。

3 平成25年7月から9月にかけての大震災におけるボランティア活動の状況・課題

- 被害を受けた内陸市町村では、大雨洪水災害による災害ボランティアセンターを初めて設置したところが多く、初期段階においてはノウハウ不足により円滑な運営ができなかった点や、行政と社会福祉協議会との連携不足、両者のあ

いまいな役割分担により、ボランティアセンターでの混乱が一部発生した点など、東日本大震災津波での課題と共通する点が見られた。

第3 防災ボランティア活動推進のための基本的視点

上記の諸課題を踏まえて、本県では今後の防災ボランティア活動について、以下の2つの視点に立ち推進していく。

1 地域の「受援力」を高める取組の推進

- 大規模災害時には、県内外から、被災地で防災ボランティア活動を行おうとする個人や団体が多数駆けつけることが想定されるため、被害規模や被災者ニーズをできる限り速やかに把握し、その状況に応じて必要な数のボランティアを受け入れるとともに、より効果的な支援活動が行われるよう、平常時から防災ボランティアの受け入れ体制を構築するなど、地域の「受援力」を高める取組を推進していく。

2 関係機関・団体のネットワークの構築

- 災害時においては、防災ボランティア関係機関・団体が速やかに連携・協力して活動することが重要であるため、平常時から顔の見える関係を構築していく。

第4 防災ボランティア活動推進のための取組方向

防災ボランティア活動推進のため、第3に掲げた視点に基づき、関係機関・団体との連携・協力の下、以下の取組を進めていく。

1 災害ボランティアセンターの迅速な設置及び円滑な運営に向けた取組

(1) 平常時からの取組

- 市町村社会福祉協議会は、防災ボランティアを迅速かつ円滑に受け入れるため、災害ボランティアセンターの設置・運営マニュアルを整備し、関係機関・団体の参画を得て、設置・運営訓練を実施する。

- 市町村においては、災害ボランティアセンターの迅速な設置と円滑な運営について、市町村社会福祉協議会との役割分担等を明確にする。
- 県社会福祉協議会は、県災害ボランティアセンターの迅速な設置及び円滑な運営に向けた体制整備を行うとともに、市町村災害ボランティアセンターの迅速な設置と円滑な運営に向けた支援策を策定する。（支援策には、災害時に被災地外の社協による災害ボランティアセンターへの支援が円滑に行われるようとするための連携体制の構築を含む。）

(2) 災害時の取組

- 平常時からの検討に基づき、社会福祉協議会は災害ボランティアセンターの迅速な設置と円滑な運営を行い、県・市町村はその支援を行う。
- 日赤やNPO等は、自らの支援活動の展開においては、社会福祉協議会が設置・運営する災害ボランティアセンターとの連携に努める。
- 被災地の復旧・復興及び被災者支援の充実のため、各関係機関・団体は、被災地の状況や必要とされる支援活動等について、的確に情報発信し、県・市町村社会福祉協議会は可能な限り早期に必要な数のボランティアを受け入れよう努める。ただし、以下のような場合には、一般のボランティアの受け入れを制限する必要があり得るので、県・市町村社会福祉協議会は状況に応じて総合的に判断すべきである。
 - ・ 一般的ボランティアが立ち入るには極めて危険な地域が多い場合や、大規模な余震が続く場合など、安全の確保が難しい場合
 - ・ 交通網の遮断やガソリン不足が深刻な場合

2 行政、社会福祉協議会、日赤、NPO等の連携・協力による効果的な支援活動に向けた取組

(1) 平常時からの取組

- 「岩手県防災ボランティア支援ネットワーク」を構築し、平常時から関係機関・団体の連携を図り、災害時の効果的な支援活動につなげる。

⇒詳細：第5 「岩手県防災ボランティア支援ネットワーク」について

（9ページ）

- 市町村は、災害ボランティアセンターを設置する市町村社会福祉協議会と役割分担等について十分協議し、NPO等や専門ボランティアの受入れ体制を整備する。

※ 想定される専門ボランティア：救助・救援、医療・助産、保健、福祉・介護、通訳（外国語、手話）、輸送、通信（アマチュア無線等）、建物判定、障害物除去、家畜防疫・ペット保護、栄養食生活指導、食品衛生指導 等

(2) 災害時の取組

- 県・市町村は、必要に応じて災害対策本部員会議へ社会福祉協議会や日赤・NPO等に出席を依頼し、又は県・市町村、社会福祉協議会、日赤・NPO等の連絡会議を開催することにより情報共有を図る。
- 市町村は、平常時に整備した体制により、NPO等や専門ボランティアを受け入れる。
- 市町村災害ボランティアセンターは、公的に派遣される医療・保健・福祉等の専門職による支援活動が円滑に行われるよう、求めに応じて協力・連携する。

3 防災ボランティア活動拠点の確保・設置に向けた取組

(1) 平常時からの取組

- 県は、岩手県広域防災拠点配置計画に基づき、防災ボランティア活動の拠点を確保する。
- 市町村は、市町村施設の提供準備や、拠点となりうる民間施設等との協定締結などにより、活動拠点を確保する。

(2) 災害時の取組

- 県は、岩手県広域防災拠点配置計画に基づき、防災ボランティアの一時受け入れや情報提供機能を備えた後方支援拠点を設置する。
- 市町村は、市町村施設や協定締結済みの民間施設等を活用して活動拠点を設置する。

4 要配慮者世帯の状況及び被災者ニーズの把握に向けた取組

(1) 平常時からの取組

- 市町村は、一人暮らしの高齢者世帯や障がい者世帯などの要配慮者世帯を把握する。
- 市町村及び市町村社会福祉協議会は、民生委員、町内会・自治会、消防団、自主防災組織等の連携を促進するとともに、防災訓練等への住民の参画を働きかけ、住民との連携を強化する取組を進める。

(2) 災害時の取組

- 市町村及び市町村社会福祉協議会は、災害ボランティアセンターの設置を周知する。
- 市町村社会福祉協議会は、行政、民生委員、町内会・自治会、消防団、自主防災組織等との連携関係を通じて情報収集を図り、被災者ニーズの把握に努める。

第5 「岩手県防災ボランティア支援ネットワーク」について

1 目的

- 平常時から関係機関・団体の連携を図り、災害時の効果的な支援活動につなげるため、「岩手県防災ボランティア支援ネットワーク」を構築する。

2 ネットワークを構成する主な関係機関・団体

- 社会福祉法人岩手県社会福祉協議会
- 県内各市町村社会福祉協議会
- 日本赤十字社岩手県支部
- NPO法人いわて連携復興センター
- NPO法人遠野まごころネット
- 一般社団法人SAVE IWATE
- 県内各市町村
- 岩手県

○ 岩手県における防災ボランティア活動の推進に協力可能な団体

3 県域連絡会議の設置及び市町村域ネットワークの構築

(1) 県域連絡会議の設置

① 目的

日頃から防災ボランティアの受け入れに関する役割分担や、連携・協働のあり方を確認・協議するとともに、「岩手県防災ボランティア支援ネットワーク」の構築に向けた様々な取組を円滑に行うため、県域レベルの連絡会議を設置する。

② 連絡会議構成機関・団体（発足時）

- 社会福祉法人岩手県社会福祉協議会
- 日本赤十字社岩手県支部
- NPO法人いわて連携復興センター
- NPO法人遠野まごころネット
- 一般社団法人SAVE IWATE
- 岩手県

③ 主な取組

- 構成団体の活動事例共有
- 災害対応研修の実施
- 共同での訓練実施・参加（災害ボランティアセンターの設置・運営訓練の実施、防災訓練への参加等）
- 本指針に基づく取組進捗確認
- 本指針の隨時改正 等

④ その他

- 発足時の事務局は県が行うこととする。
- 連絡会議運営のための要綱を別途定める。

(2) 市町村域ネットワーク構築の必要性

- 災害時に、災害ボランティアセンターを迅速に設置し、円滑に運営するとともに、効果的な支援活動を展開するためには、市町村域においても、市町村社会福祉協議会を中心として、市町村、民生委員、町内会・自治会、消防団、自主防災組織及びNPO等との間で連携・協働のためのネットワークを構築し、平常時から取組を行っていくことが必要である。
- 具体的な取組としては、以下が考えられる。
 - 構成団体の活動事例共有
 - 災害福祉マップ（要配慮者の住所や支援者の所在等を描き込んだマップ）の作成、共有
 - 防災マップ（ハザードマップ）の作成、共有
 - 災害対応研修の実施
 - 共同での訓練実施・参加（災害ボランティアセンターの設置・運営訓練の実施、防災訓練への参加等） 等

各関係機関・団体ごとの役割分担表…12ページ

各関係機関・団体ごとの役割分担表

【太字:本指針において、各機関・団体に実施することを期待している取組 細字:各機関・団体から提出のあった各々が実施すべき主な取組等】

	各市町村社会福祉協議会	岩手県社会福祉協議会	日本赤十字社 岩手県支部	NPO等	各市町村	岩手県
1 災害VCの迅速な設置及び円滑な運営に向けた取組	<p>・市町村災害VC設置・運営マニュアルを整備し、VCの設置・運営訓練を実施する。 (整備済のマニュアルについては、必要に応じて見直しを行う。)</p> <p>・ボランティアコーディネーター等人材の育成 ・資機材の分散備蓄 ・通信手段の多様化 ・地元のボランティアを増やすため、住民のボランティアに対する意識向上を図る。 ・災害時に運営スタッフが不足することの無いよう、社協間の連携・役割分担を確認する。</p>	<p>・県災害VCの迅速な設置及び円滑な運営に向けた検討を行うとともに、市町村災害VCの迅速な設置と円滑な運営に向けた支援策を策定する。(災害時、被災地外社協によるVCへの支援の円滑化に向けた体制整備を含む。)</p> <p>・ボランティアコーディネーター等人材の育成 ・防災ボランティア活動に関する必要な情報を正しくコントラクトに発信する。</p>	<p>・日赤の災害救護活動における日赤防災ボランティアの役割、内容を検討する。</p> <p>・社協が設置するVCへの支援内容を検討する。</p> <p>・日赤防災ボランティアリーダーの育成</p>	<p>・県内NPO等関係者の把握。 ・県外NPO等関係者との交流。 ・災害時のノウハウを蓄積しておく。</p>	<p>・災害VC設置・運営に関して、市町村社協との役割分担等を明確にする。 ・日赤防災ボランティア活動に関する必要な情報を正しくコントラクトに発信する。</p>	<p>・必要に応じて、岩手県地域防災計画、岩手県災害対策本部規程等の防災ボランティア関連箇所の改正を行う。 ・訓練を実施する。</p>
平常時	<p>2 行政、社会福祉協議会、日赤、NPO等の連携、協力による効果的な支援活動に向けた取組</p> <p>○「岩手県防災ボランティア支援ネットワーク」を構築し、平常時から関係機関・団体の連携を図り、災害時の効果的な支援活動につなげる。 ・県域連絡会議の設置⇒日頃から防災ボランティアの受入れに関する役割分担や、連携・協働のあり方を確認・協議する。「岩手県防災ボランティア支援ネットワーク」の構築に向けた様々な取組を実施する。 想定される主な取組内容 構成団体の活動事例共有、災害対応研修、共同での訓練実施・参加、本指針に基づく取組進捗確認、本指針の随時改正等 ・市町村域のネットワーク構築の必要性</p>				<p>・災害VCを設置する市町村社協と役割分担等について十分協議し、NPO等や専門ボランティアの受け入れ体制を整備する。 ・必要に応じて地域防災計画等の防災ボランティア関連箇所の改正を行う。</p>	
12	3 防災ボランティア活動拠点の確保・設置に向けた取組	・行政と連携して活動拠点場所の候補を複数用意しておく。			<p>・市町村施設の提供準備や、拠点となりうる民間施設との協定締結等により、活動拠点を確保する。 ・宿泊施設管理者との協議により、災害時の防災ボランティアに対する宿泊施設供給に係る協力を求める。</p>	<p>・岩手県広域防災拠点配置計画に基づき、防災ボランティア活動の拠点を確保する。</p>
	4 被災者及び被災者ニーズの把握に向けた取組	・災害時には、災害VCを立ち上げることを周知する。 ・被災者ニーズを的確に把握できるよう、社協職員のスキルアップを図る。 ・民生委員、町内会・自治会、消防団、自主防災組織等の連携を促進するとともに、住民との連携を強化する取組を進める。			<p>・要配慮者世帯を把握する。 ・民生委員、町内会・自治会、消防団、自主防災組織等の連携を促進するとともに、住民との連携を強化する取組を進める。</p>	
災害時	1 災害VCの迅速な設置及び円滑な運営に向けた取組	<p>・市町村災害VCの迅速な設置と円滑な運営を行う。 ・被災地の状況や必要とされる支援活動等について、的確に情報発信する。 ・運営スタッフを確保する。(ボランティア担当者の増員、他の社協及びNPO等への応援要請等)</p>	<p>・県災害VCの迅速な設置及び円滑な運営を行うとともに、市町村災害VCの迅速な設置と円滑な運営を支援する。 (ネットワークを活かし、現地支援及び後方支援体制を組織する。) ・現地派遣職員を通じ情報収集、集約に努める。 ・被災地の状況や必要とされる支援活動等について、的確に情報発信する。</p>	<p>・自らの支援活動の展開においては、社協が設置・運営する災害VCとの連携に努める。 (中間支援NPO)支援体制内外のネットワーク(特にNPO分野)の構築を行ふ。</p>	<p>・災害VCの設置・運営支援を行う。 ・被災地の状況や必要とされる支援活動等について、的確に情報発信する。</p>	<p>・災害VCの設置・運営支援を行う。 ・被災地の状況や必要とされる支援活動について、的確に情報発信する。</p>
	2 行政、社会福祉協議会、日赤、NPO等の連携、協力による効果的な支援活動に向けた取組	・必要に応じて、市町村災害対策本部会議に出席する、又は市町村、社協、日赤、NPO等の連絡会議に出席することにより情報共有を図る。 ・市町村災害VCは、公的に派遣される医療・保健・福祉等の専門職による支援活動が円滑に行われるよう、求めに応じて協力・連携する。	<p>・必要に応じて、市町村災害対策本部会議に出席する、又は市町村、社協、日赤、NPO等の連絡会議に出席することにより情報共有を図る。</p>	<p>・必要に応じて、市町村災害対策本部会議に担当者が出席する、又は市町村、社協、日赤、NPO等の連絡会議に出席することにより情報共有を図る。 ・専門分野の技能を活かし、専門ボランティアとして支援活動を展開する。</p>	<p>・必要に応じて、市町村災害対策本部会議に社協、日赤、NPO等に出席を依頼し、又は市町村、社協、日赤、NPO等による連絡会議を開催し、情報共有を図る。 ・NPO等や専門ボランティアを受け入れる。</p>	<p>・必要に応じて、県災害対策本部会議に社協や日赤・NPO等に出席を依頼し、又は県・市町村、社協、日赤、NPO等による連絡会議を開催し、情報共有を図る。</p>
	3 防災ボランティア活動拠点の確保・設置に向けた取組	・災害VCを迅速に設置する。	・災害VCを迅速に設置する。		<p>・市町村施設や協定締結済みの民間施設等を活用して活動拠点を設置する。 ・平常時の協議を踏まえ、宿泊施設管理者に対して宿泊施設供給の協力を求める。</p>	<p>・防災ボランティアの一時受入れや情報提供機能を備えた後方支援拠点を設置する。</p>
	4 被災者及び被災者ニーズの把握に向けた取組	・災害VCの設置を周知する。 ・行政、民生委員、町内会・自治会、消防団、自主防災組織等と連携して情報収集を図り、被災者ニーズの把握に努める。	・災害VCの設置を周知する。		・災害VCの設置を周知する。	・災害VCの設置を周知する。